

1. 相談窓口 ◆◆◆◆

ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭の方の就業や生活に関する相談をお受けします。就業を通して「自立」を目指す方の支援をします。

【相談時間】

月～金曜日(祝休日、年末年始を除く)9:00～17:00

【内容】

(1) 就業相談

- ・求職や転職
- ・資格取得や職業訓練
- ・職場の悩み
- ・プログラム策定の実施
- ・その他就業に関すること

(2) 生活相談

【問合せ】

子育て支援政策課内ひとり親家庭就業・自立支援センター

TEL 048-829-1948 FAX 048-829-1960

※電話、来所によるご相談を受け付けています。

(来所によるご相談の場合、事前にお電話で予約していただくことをおすすめします。)

子育ての相談

● なんでも子ども相談

おおむね15歳までのお子様と、その保護者および関係者の方を対象に、子どもや家庭に関するあらゆる相談を受け付けています。窓口での相談(あいぱれっと1階)は、お子様と一緒にご利用いただけます。予約は不要です。どんなことでもお気軽にご利用ください。

【相談時間】

月・火・木・金曜日 11:30～20:00(最終受付19:30)

土・日曜日・祝日(年末年始を除く)9:00～17:00(最終受付16:30)

※水曜休館。水曜が祝日の場合は、翌平日が休館となります。

【相談先】

子ども家庭総合センターなんでも子ども相談

TEL 048-762-7757 FAX 048-711-8904

〈メール相談〉 nandemo-kodomo@city.saitama.lg.jp

迷惑メール拒否設定をされている方は、受信設定をしてください。

● 子育て応援ダイヤル

子育てに関する各種制度や地域情報などで「どこに聞いたらいいのかな」と思ったときはお電話ください。子育て支援総合コーディネーターが情報をお調べしたり、必要に応じて専門の機関を紹介します。

【よくある質問の例】

- ・近くに子どもを一時的に預けられる施設はありますか？
- ・サークル活動に参加したいのですが、どんなサークルがありますか？
- ・子どもを遊ばせることができる場所を探しています。

【相談時間】

月～金曜日(祝休日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00

【問合せ】

TEL 048-829-1943 FAX 048-829-1960

● 子育て不安電話相談

子育ては、毎日様々な出来事がおこり、悩みや心配が尽きないものです。そんなとき、ぜひお電話ください。電話相談員がじっくりお話を聴き、一緒に考えます。

【相談時間】

月～金曜日(祝休日、年末年始を除く) 10:00～16:00

【相談専用電話番号】

TEL 048-881-0922

【問合せ】

保健福祉局保健所地域保健支援課

TEL 048-840-2208 FAX 048-840-2229

● 育児相談

お子様がすこやかに育つように、育児に関することやその他心配ごとの相談をお受けします。

【相談先】

各区役所保健センター ⇒P.28

● 家庭児童相談

子どものしつけや性格、生活習慣、言語、学校生活、非行などに関するご相談を相談員がお受けします。

【相談時間】

月～金曜日(祝休日、年末年始を除く) 9:00～17:00(相談員が不在となる場合があります。)

【相談先】

各区役所家庭児童相談室(各区役所支援課児童福祉係) ⇒P.28

生活や仕事の相談

●さいたま市生活自立・仕事相談センター

生活自立・仕事相談センターは、経済的な問題で生活にお困りの方のための相談窓口です。ご本人が抱えている問題をお聞きし、解決の方法を一緒に考え、「自立」に向けた支援をします。

【相談内容】

- ・自立相談支援
- ・住居確保給付金
- ・就労準備支援
- ・一時生活支援
- ・家計相談支援

【相談時間】

月～金曜日(祝休日、年末年始を除く)9:00～17:00
(初回のご相談は、16:30までにお越しいただくようお願いします。)

【問合せ】

各区役所福祉課内 生活自立・仕事相談センター ⇒P.28

法律の相談

●ひとり親家庭のための法律相談

法律知識が必要となる、ひとり親家庭に関するご相談に、月に2回(平日に1回と最終日曜日)、弁護士が無料でご相談をお受けします。(ご相談には事前のご予約が必要です。)また、8月には各区役所においても、法律相談を実施します。

【相談内容】

- ・離婚に関すること
- ・親権に関すること
- ・養育費に関すること
- ・その他法律知識が必要な、ひとり親家庭に関すること

【予約受付時間】

月～金曜日(祝休日、年末年始を除く)9:00～17:00

【問合せ】

子育て支援政策課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

●日本司法支援センター埼玉地方事務所(法テラス埼玉)

【相談時間(いずれも祝休日、年末年始を除く)】

- (1) 情報提供(電話・面談)
月～金曜日9:00～16:00

(2) 無料法律相談(面談・事前予約制)

- ① 一般相談(離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般)、クレサラ・借金相談
月～金曜日10:00～12:00、13:00～16:20
- ② 外国人相談(外国人の方がかかえる結婚・離婚・相続・労働問題など民事全般)
毎月第2・第4水曜日13:00～16:20
- ③ 司法書士による消費者相談(少額訴訟・敷金問題・オークション詐欺・クレサラ相談など)
毎週金曜日13:00～16:20
- ④ 労働相談(不当解雇・賃金未払い・パワハラなどに関する相談)
毎週月曜日10:00～12:00
- ⑤ DV相談
毎週木曜日10:00～12:00

【内容】

法的トラブルでお困りの方を対象とした、次の(1)～(2)の相談など

(1) 情報提供

情報提供担当の職員が、電話や面談によりお問い合わせの内容に応じた一般的な法制度や手続き、関係機関の相談窓口をご案内します。

(2) 無料法律相談

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助による無料法律相談をご案内いたします(面談・事前予約制)。ご利用にあたっては、資力要件などがございますので、必ず事前にお問い合わせください。

【問合せ】

- 日本司法支援センター埼玉地方事務所(法テラス埼玉)
TEL 0503383-5375 月～金曜日(祝休日、年末年始を除く)9:00～17:00
- 日本司法支援センター(法テラス・サポートダイヤル)
TEL 0570-078374(IP電話からは03-6745-5600にお電話ください)
月～金曜日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00(いずれも祝休日、年末年始を除く)

養育費と面会交流の相談

● 養育費相談支援センター

離婚によって夫婦の関係は切れても、親と子の関係は切れません。どちらの親にも子どもを養育し、幸せにする責任があります。離婚後の子どもの生活基盤をどう確保するか、父母としてどう協力し合うか、話し合っ、取り決めましょう。

(1) 養育費

【養育費の取決め方】

① 双方の話合いで決める

養育費は、父母が離婚する前にきちんと話し合っ決めておくことが大切です。取決めた内容は、お近くの公証役場で公正証書を作成しておきましょう。

②調停で決める

双方の話し合いで決まらない場合は、離婚調停の中で養育費の取決めができます。また、協議離婚後に養育費の申立てをすることができます。この場合、まとまらない時は審判で金額が決めます。※養育費については、公正証書や調停、審判、裁判などで決めた金額が支払われない場合、給与や銀行口座などを差押えるために強制執行を申し立てることができます。

【養育費の算定】

父母が話し合い、お互いに納得できる金額を決めることが大切です。標準的な養育費の額については、父母の年収、子どもの数、子どもの年齢を基準に計算された「養育費算定表」が参考になります。この「養育費算定表」は「養育費相談支援センター」や裁判所のホームページなどで紹介されています。

(2)面会交流

【面会交流の方法】

面会交流の方法には、父母が話し合っただけで決めた場所に子どもが出かける(連れて行く)方法、別居親が迎えに来る(訪問する)方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれも、子どもの年齢、健康状態、生活状況などを考慮して無理のないように決めることが大切です。

【取決めの方法】

面会交流を行う際に取り決めておく必要があるのは、面会の時期、方法、回数、親同士が守らなければならないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするかについてもできるだけ具体的に決めておいたほうがよいでしょう。取決め内容は、父母が話し合っただけで決めるのが一番ですが、それができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

【相談先】

養育費相談支援センター

養育費と面会交流について電話とメールで相談を受けています。

〈電話相談〉 月～金曜日(水を除く) 10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00
土曜日・祝日 10:00～18:00
TEL 03-3980-4108
0120-965-419

〈メール相談〉 info@youikuh.or.jp

迷惑メール拒否設定をされている方は、受信設定をしてください。

●子どもの養育に関する合意書をご活用ください。

さいたま市では、養育費と面会交流の取決めのための合意書のひな形を作成しました。ぜひ、ご活用ください。

さいたま市のホームページからダウンロードできます。

※この合意書による取決めには、法的拘束力はありません。

子どもの養育に関する合意書

子どもと暮らしを分かち合うことは母親と子どもとの関係にも影響を及ぼすため、また子どもの将来のためにも、養育費や面会交流の取決めをきちんとした形で、残しておきたい。夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に変化を受け入れ、子どもの養育というパートナーとして協力し合いたい。

1. 親情報
 父親 子どもの名前 母親の名前
 母親 の職種は、

2. 養育費
 父 母 に対し、以下の条件で子どもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的状況が変わった場合は、協議の上、変更することとします。
 毎月 円を までで 毎月 円を までに までで
 この取決めの月 から まで まで まで
 この取決めの月 から まで まで まで
 右の条件に変更しません。
 専攻交流の際に支払います。
 その他

3. 面会交流
 父 母 に対し、以下の方法で子どもに会って話したり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流することとします。約束します。
 どのくらい（交流の頻度） どのくらい（交流の頻度）
 どのくらい（交流の頻度） どのくらい（交流の頻度）
 どのくらい（交流の頻度） どのくらい（交流の頻度）

子どもの養育について、以上のとおり合意します。
 父 母

〈子どもの養育に関する合意書〉

悩み相談

● 女性の悩み電話相談

女性の生き方、夫婦、親子の問題、職場や近隣の人間関係などについて、婦人相談員が相談に応じます。

【相談先】

男女共同参画相談室

月～金曜日10:00～20:00 土・日曜日・祝休日10:00～16:00（年末年始を除く）

TEL 048-711-6650

女性の相談室 10:00～17:00

浦和区役所 月・火・水・金曜日（祝休日、年末年始を除く） TEL 048-829-6129

中央区役所 火・金曜日（祝休日、年末年始を除く） TEL 048-840-6132

岩槻区役所 月・水曜日（祝休日、年末年始を除く） TEL 048-790-0158

【問合せ】

さいたま市男女共同参画相談室

TEL 048-711-5739

● 男性の悩み電話相談

男性の生き方、仕事、家庭、夫婦などの人間関係について、男性臨床心理士などが相談に応じます。

【相談時間】

毎月第2・第4火曜日（祝休日、年末年始を除く）18:30～20:30

【相談専用電話番号】

TEL 048-711-6101